

20076

IVRによる放射線皮膚障害発症の有無を把握する体制の見直し

[背景] インターベンショナルラジオロジー (IVR) は血管撮影装置も進歩し放射線被ばくを考慮したものになってきているものの、放射線皮膚障害を起こす可能性が少なくない。当院においても平成 21 年より『 IVR に伴う放射線皮膚障害の防止に関するガイドライン』を参照に院内における対策がなされ、ガイドラインに沿った対応がされるようになった。その結果、放射線安全管理面において被ばくした患者さんの管理を行うことができるようになった。しかし、医師が被ばくに関するインホームドコンセントを患者さんに行っていないかったり、技師がどのような皮膚障害が起こるのか口頭での説明が難しかったり、病棟訪問時にすでに患者さんが退院して用紙運用の説明ができなかったなど色々な問題が生じた。[目的] 皮膚障害の有無の追跡調査結果と放射線皮膚障害の発生に伴う的確な対処ができているかどうか、問題点を検討し体制を整える。[方法] 前回作成したフローチャートの中でうまく運用できていなかった項目を患者さんと医療スタッフ (医師、看護師、放射線技師) ごとに細分化し検討を行い問題があった項目に関して対策を行った。[結果] 上手く運用できていなかった項目が解決し、フローチャートの中での運用がスムーズになった。